

# おもいやり駐車場利用制度が変わりました

7月から「おもいやり駐車場利用制度」の内容が一部変わりました。

併せて「おもいやり駐車場利用証」についても記載内容が変更となりました。

なお6月末までに申請され、交付された「おもいやり利用証」は7月以降も利用できます。(有効期限切れのものは除きます)



有効期限ありの利用証



有効期限なしの利用証

## ◆対象者

次のいずれかに該当し、かつ歩行が困難な状況の方。

- ①身体障がい者
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④難病患者
- ⑤要支援高齢者など
- ⑥妊産婦
- ⑦けがまたは病気の方

※交付基準の詳細については下表のとおりです。

☎県庁 高齢福祉課 ☎024-521-7197

☎県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7808

## ■おもいやり駐車場利用証交付基準

区分		等級・詳細	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	
	聴覚または平衡機能の障がい※1	平衡機能障がい	5級以上
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心肺機能障がい	4級以上	
	腎臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	膀胱または直腸機能障がい		
	小腸機能障がい		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい			
知的障がい者	A(最重度・重度)		
精神障がい者	1級		
難病患者	指定難病医療費受給者など※2		
要支援高齢者など	要支援者または要介護者		
妊産婦	妊娠7カ月から産後3カ月		
けがまたは病気の方	車いすなどを 使用している期間(最大24カ月)		

※1 「聴覚または平衡機能の障がい」のうち「聴覚障がい」または「音声言語機能障がい」は本制度の対象外です。

※2 特定疾患医療費受給者または特定医療費受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者も対象です。